

■高齢者生活福祉センターの入居希望者募集

令和2年度分の入居希望者を次により募集します。

なお、当センターは、入居者の健康や火災予防など安全を配慮するため、「3食食事付」となっております。

▶応募資格

①本町に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯であって、独立して生活することに不安のある方

②本町に住所を有する概ね65歳以上の高齢者で、同居人が虚弱である又は虐待を受けている、若しくは同様の状況にある等により、住宅で生活することに不安のある方

▶利用料（月額）※30日の場合

- ・単身用居室
73,300円～92,300円
 - ・夫婦等居室
134,100円～146,100円
- ※利用料には、1日3食の食費（1日あたり1,210円）、管理費が含まれており、前年度の収入に応じて利用料が決まります。

▶申込方法

利用申請書に、医師の健康診断書・誓約書・身元引受書を添えて提出してください。（利用申請書・誓約書・身元引受書の様式は、保健福祉課介護支援係に用意しています。）

▶選考方法

居宅における生活への不安のある実情を調査し、生活がより不安な方を優先に入居を決定します。
※現在は、空きがありませんので、待機順位の決定のみとなり、令和2年度中に空きが出た場合、入居決定することになります。（なお、待機順位については、緊急を要する申し込みがあった場合は、変更することがあります。）

▶応募期限

4月20日（月）まで必着

▶その他

5月中に入居（待機順位）の決定を行い、入居（待機順位）の可否を通知します。

【お申込み・お問い合わせ先】

保健福祉課介護支援係
（☎2-2454）

お 礼

■寄付

次の方々より、寄付がありました。紙上をかりて厚くお礼申し上げます。（敬称略）

- ◆長万部町社会福祉協議会へ
- ・島谷 俊二（高砂町）50,000円
〈香典返しに替えて〉
- ・尙光銭商店（大町）5,000円
〈社会福祉資金に〉

求 人

■長万部町社会福祉協議会の臨時職員募集のお知らせ

長万部町社会福祉協議会では、次の要領により臨時職員を募集しております。

▶募集内容

生活支援コーディネーター兼一般事務職員 1名

▶応募資格

高等学校卒業程度の学力を有し、普通自動車運転免許（運転免許取得見込者も可）を持っている方で、パソコンの操作（エクセル・ワード）が出来る方。

▶提出書類

履歴書（市販用紙可）、資格（免許証）の写し

▶選考方法

書類選考・面接試験（4月中旬予定）

▶申込期限

令和2年4月10日（金）

▶待遇

社会福祉法人 長万部町社会福祉協議会の給与規程による。
健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険加入

▶採用年月日 令和2年4月

【お問い合わせ・書類提出先】

〒049-3521
山越郡長万部町字長万部413番地1
長万部町福祉センター内
社会福祉法人 長万部町社会福祉協議会事務局
（☎01377-6-7711）

生 活

■山越郡衛生処理組合の解散について

長万部町と八雲町で組織し、運営してきた「山越郡衛生処理組合」は、令和2年3月31日をもって解散し、これまで組合が行っていた「し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬、処理」については、令和2年4月1日から各町へ引き継がれています。

【お問い合わせ先】

町民課生活環境係（☎2-2453）

相 談

■年金相談

厚生年金・国民年金等の相談

▶日時 5月12日（火）

①10:30～12:00 ②13:00～15:30

▶場所 役場2階会議室

※3日前までに町民課戸籍医療年金係に要予約（☎2-2453）

※相談枠に限りがございますので、ご了承ください。

※相談月の2ヶ月前から予約を受け付けております。（2年6月分の事務相談は4月から予約受付開始）

■身体障がい者相談

4月に予定していました標記相談について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

◎身体障がい者相談員

菅野 文夫（高砂）

※お電話による相談も受付しております。

【お問い合わせ先】

保健福祉課（☎2-2454）

■行政相談

4月に予定していました標記相談について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

◎行政相談委員

山中 克子（大浜）

※お電話による相談も受付しております。

【お問い合わせ先】

保健福祉課（☎2-2454）

■人権相談

人権問題・家庭問題などの悩みはありませんか？

法務大臣より委嘱を受けた人権擁護委員が随時ご相談に応じています。

◎人権擁護委員

井上 正範（大 町）

石垣 聖子（大 浜）

小野 雄二（陣屋町）

◎みんなの人権110番

全国共通人権相談ダイヤル
（☎0570-003-110）

■登記・法律無料相談

毎月1回、無料相談を開設しています。

▶日時 4月16日（木）

13:00～15:00

▶場所 役場会議室

◎相談員

井上正範司法書士（長万部町）

【お問い合わせ先】

税務課（☎2-2452）

■ 4月の優良運転者講習

【長万部町】

4月16日(木)
優良講習のみ(18:30~)

【八雲町】

4月8日(水)
優良講習(13:00~)
違反講習(14:15~)
4月9日(木)
一般講習(13:00~)
初回講習(14:45~)

ご注意 長万部町で講習を受ける場合は、必ず事前に八雲警察署で手続きを行ってください。

■ 老人福祉センター休館日

4/1(水)~4/6(月)の期間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館といたします。

また、4/7(火)からの再開を予定していますが、変更になる場合がございますので、下記までご確認ください。

【通常休館】

4/9(木)・4/16(木)・4/23(木)
4/30(木)・5/4(月)~5/7(木)

【お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係(☎2-2454)
老人福祉センター(☎2-5178)

■ 災害義援金募集のお知らせ

みなさまのご支援をお願いします!

◎東日本大震災義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
3,569,033円

◎平成28年熊本地震災害義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
599,834円

◎九州北部地方大雨災害義援金

(平成29年7月5日からの大震災)
受付期間:令和2年3月31日まで
97,437円

◎平成30年7月豪雨災害義援金

受付期間:令和2年6月30日まで
80,537円

◎令和元年8月豪雨災害義援金

受付期間:令和2年8月31日まで
800円

◎令和元年台風15号千葉県災害義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
1,921円

◎令和元年台風19号災害義援金

受付期間:令和2年3月31日まで
542,212円

※上記の各義援金の金額は3/25現在の窓口及び募金箱の合計金額です。

◎受付窓口

☆日本赤十字社長万部町分區
(保健福祉課 ☎2-2454)
☆長万部町共同募金委員会
(社会福祉協議会 ☎6-7711)

■ ガス・上下水道の検針日

4月の水道・ガス・下水道の検針日は、次のとおりです。

15日(水) 16日(木)
17日(金) 20日(月)

■ ガス料金表(税抜額)

区 分	基本料金
	調整単位料金(m³)
A群 0~13m³	1,050円
	377円36銭
B群 14~57m³	1,700円
	323円26銭
C群 58m³以上	4,500円
	272円06銭

町では上下水道・ガスの使用開始停止(引越)される際については、届出が必要になります。なおインターネット等の受付は行っておりません。

【お問い合わせ先】

水道ガス課(☎2-2862)

■ 水道ガス課からのお知らせ

▶ 新型コロナウイルスの影響でお困りの方へ(支払い期限の延長)

新型コロナウイルスの影響で、収入の減少や休業等により、日常生活等の維持が困難となっている方は、申請により長万部町の上下水道・ガス料金の支払い期限を延長することができます。申請の対象になる方は、生活福祉資金貸付制度の特例に基づく貸付を受ける方等です。役場水道ガス課にてご相談をお受けいたします。

▶ 排水設備の設置・改造について

下水道の供用(使用)開始となった区域では、くみ取り便所を水洗式に改造し、台所や風呂などの汚水を流すための排水設備を設置する工事、または既設のし尿浄化槽を廃止し、排水設備を設置する工事を行わなければなりません。公共下水道への接続は、台所や風呂等からの排水だけを先に接続できますので、ご相談願います。

【お問い合わせ先】

水道ガス課(☎2-2862)



■ 戦没者等のご遺族の皆様へ 第十一回特別弔慰金受付のお知らせ

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

▶ 対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日の令和2年4月1日に、恩給や遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

1. 基準日まで戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順位が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有した方に限ります。

▶ 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▶ 請求期間

令和2年4月1日~
令和5年3月31日
※第十回特別弔慰金を受給された方、またはその遺族の方には、5月中旬に厚生労働省より案内が届きます。

【申請・お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係(☎2-2454)

■ 山火事・ヒグマに注意!

山菜採りや登山などで入山されるときは、森林を山火事から守り、また、クマによる不測の事故から身を守るためにも、単独での入山はできるだけ避けましょう。

● 林野火災

予防強調期間

4月21日から
5月31日まで

